

別紙

諮問第1651号

答 申

1 審査会の結論

「特定の警護警備の措置に関連して警視庁が保有・作成する一切の文書等」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「1 特定の警護警備の措置に関連して警視庁が保有・作成する一切の文書等、2 同措置について、〇〇警察・警察庁等との間で情報共有・検討・協議等を行った際に作成、または受領した文書等のすべて（特に公文書管理法第四条に基づくもの）、3 警視庁において取られた、警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置について、年間の件数や、その措置の概要（状況等）がわかる書類等で、警視庁の保有しているものすべて（警視庁警備部、公安部で作成された事案及び実際に東京都公安委員会に報告された事案に関する公文書）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年11月5日付けで行った別表に掲げる本件非開示決定1から3までのうち、存否応答拒否を理由とした本件非開示決定3について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年9月26日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年2月15日に実施機関から理由説明書を收受し、同年4月24日（第209回第三部会）から同年6月28日（第211回第三部会）まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件非開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件非開示決定1及び2においては、不存在を理由とした非開示決定を行い、本件非開示決定3においては、その存否を答えるだけで条例7条4号及び同条6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定を行った。

### イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、本件非開示決定1及び2については不服を申し立てない旨記載していることから、審査会は、本件非開示決定3の妥当性についてのみ判断する。

### ウ 本件非開示決定3の妥当性について

審査請求人は、今後の警護警備に差し障るということで開示し得ない文書が含まれるとしても、それらは個別に除外又は黒塗りにすれば良いことであって、既に明らかになっている事実と同内容又は同程度の情報は非開示にする必要がない旨主張する。

実施機関は、本件非開示決定3に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）の存否を答えることにより、条例7条4号及び同条6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条の規定に基づき存否応答拒否を行ったと説明する。

なお、本件非開示決定3において広域警護連絡票（特定の警護警備に係るもの）を除いているのは、広域警護警備に係る都道府県間の連絡として、通常送付することとなっているためであり、当該連絡票は本件開示請求時点において既に廃棄しているため、本件非開示決定1のとおり不存在としたとのことである。

審査会が検討したところ、本件開示請求は、特定の警護警備等警察措置に係る実施機関の対応及び他機関との連絡・協議等の有無並びにそれらの内容に関する公文書の開示を求めるものであると認められる。本件請求文書の存否に関する情報は、これを明らかにすることにより、警護警備について、通常行われる連絡等を除く警備情報が存在しているか否かが公になり、その結果、不法行為を企図する者らが当該情報を分析して実施機関の警護警備措置を予測し、警備の間隙をついた不法行為を行う可能性があるなど、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条4号に該当する。

また、警護警備を実施するに際して行われる関係機関との情報共有は、それが行われたことを明らかにしないという当該関係機関との信頼関係に基づいて行われていると認められるところ、本件請求文書の存否に関する情報は、これが明らかになると、関係機関からの信頼を損ない、今後、必要な情報を共有することができなくなるおそれがあるほか、関係機関との協議や検討等に関する記録を残すことができなくなるなど、警護警備に係る連絡調整事務や適正な警護警備の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当する。

したがって、本件請求文書は、その存否を答えるだけで、条例7条4号及び同条6号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例10条の規定に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、實金 敏明、峰ひろみ

別表 本件非開示決定

	公文書の件名	非開示理由
1	広域警護連絡票（特定の警護警備に係るもの）	不存在 （廃棄済みのため）
2	警視庁において取られた、警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置について、年間の件数や、その措置の概要（状況等）がわかる書類等で、警視庁警備部で作成された事案に関する公文書	不存在 （作成していないため）
3	特定の警護警備の措置に関連して警視庁が保有・作成する一切の文書等及び同措置について、〇〇警察・警察庁等との間で情報共有・検討・協議等を行った際に作成、または受領した文書等のすべて（特に公文書管理法第四条に基づくもの）（広域警護連絡票（特定の警護警備に係るもの）を除く。）	存否応答拒否 条例7条4号 条例7条6号